

議案第136号

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の特例に関する条例の
一部を改正する条例案

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の特例に関する条例（平成24年大阪市条例第46号）の一部を次のように改正する。

「平成24年4月1日から平成27年3月31日まで」を「平成27年4月1日から平成30年3月31日まで」に、「100分の3に相当する額」を「100分の1.5に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

非常勤の職員の報酬の額の特例措置を講ずる期間を延長するとともに、当該措置により減じる報酬の額の割合を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の特例に関する条例 (抄)

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和31年大阪市条例第33号) 第1条第1号から第6号までに掲げる職員の報酬の額は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に限
平成27年4月1日 平成30年3月31日

り、同条例別表の規定にかかわらず、同表の規定による額からその100分の3に相当する額 (そ
100分の1.5

の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) を減じた額とする。